

魚津市告示第120号

魚津市宿泊割引事業補助金交付要綱の一部改正について  
魚津市宿泊割引事業補助金交付要綱（令和2年魚津市告示第94号）の一部  
を次のように改正する。

令和2年10月9日

魚津市長 村椿 晃

第2条中第2号「宿泊事業者」を「宿泊事業者等」に、「旅館・ホテル営業を営む者」を「旅館・ホテル営業を営むもの」に改め、「届出をした者」の次に「並びに旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する登録を受けた旅行業又は旅行代理業を営む者」を加え、同条第3号中「富山県在住者」を「富山県及び近隣県（新潟県、長野県、石川県、岐阜県、福井県をいう。）在住者」に改め、同条第4号中「宿泊事業者」を「宿泊事業者等」に改める。

第4条第2項第1号中「宿泊施設」の次に「又は営業拠点」を加える。

第5条中「宿泊割引事業に係る」の次に「第2条第4号の指定を受けた指定事業者の宿泊施設を対象とした」を加える。

第7条中「令和2年11月30日まで」を「令和2年12月31日まで」に改める。

第8条中「宿泊事業者」を「宿泊事業者等」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 8 条関係）（ホテル旅館用）

年 月 日

魚津市長 あて

申込者 所在地  
申請者名称  
代表者氏名 ⑩  
電話番号

魚津市宿泊割引事業事業者指定申込書

魚津市宿泊割引事業を実施したいので、魚津市宿泊割引事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記項目を誓約の上、事業者としての指定を申し込みます。

※確認の上、□にチェックを入れてください。

- 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者ではありません。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいません。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る富山県対策指針の感染拡大予防チェックリスト及び宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会等）を遵守いたします。
- 宿泊時に宿泊者の住所確認、本人確認を確実に行います。

事務担当者

所属部署	
氏名	
メールアドレス	
電話・FAX 番号	
ホームページ URL	

様式第 1 号（第 8 条関係）（旅行会社用）

年 月 日

魚津市長 あて

申込者 所在地  
申請者名称  
代表者氏名 ⑩  
電話番号

魚津市宿泊割引事業事業者指定申込書

魚津市宿泊割引事業を実施したいので、魚津市宿泊割引事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記項目を誓約の上、事業者としての指定を申し込みます。

※確認の上、□にチェックを入れてください。

- 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者ではありません。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいません。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る富山県対策指針の感染拡大予防チェックリスト及び宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会等）を遵守するホテル旅館等へ仲介業務を行います。
- 予約受付時に宿泊者の住所確認を行い、対象者であることを確認して仲介業務を実施します。

事務担当者

所属部署	
氏名	
メールアドレス	
電話・FAX 番号	
ホームページ URL	

様式第3号を次のように改める。

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 所在地  
申請者名称  
代表者氏名 ⑩

魚津市宿泊割引事業補助金交付申請書

魚津市宿泊割引事業補助金の交付を受けたいので、魚津市宿泊割引事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

- (1) 魚津市宿泊割引事業実績報告書（様式第 4 号）
- (2) 必要事項記入済の割引クーポン（様式第 5 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第9条関係）（宿泊者用）

# 魚津市宿泊割引事業 割引クーポン

## 【本割引クーポンの使用方法】

このクーポンを使用するためには宿泊先への事前予約が必要です。（HP又はお電話）

このクーポンを印刷して、宿泊者側記入欄1～2をご記入の上、ホテル旅館等での支払（決済）時にご提出ください。※事前決済されますと、本クーポンはご使用することができませんのでご注意ください。

このクーポンを利用できるホテル旅館は市のHPまたは予約時に宿泊先にお問い合わせください。

## 宿泊者側 記入欄

- 1、宿泊者（代表者）氏名 ※ 押印不要  
2、宿泊者（代表者）住所 県 市・町

※宿泊施設チェックイン時に身分証明書等でご本人様確認をさせていただく場合があります。

※ご記入された個人情報は、当事業にのみ利用し、適正に管理いたします。

## 指定事業者側 記入欄

- 3、宿泊日 月 日 ～ 月 日（泊）  
4、宿泊者人数 名  
5、宿泊費（全額） 円  
6、宿泊費（1人1泊あたり） 円  
7、割引金額 円

※「4、宿泊者人数」は、割引を適用する者の人数を記入してください。

※「5、宿泊費（全額）」は、他制度の割引適用後、市の割引適用前の金額を記入してください。

※「7、割引金額」は、割引適用額の合計額を記入してください。

指定事業者サイン欄

年 月 日

有効期限：令和2年12月31日まで

様式第5号（第9条関係）（旅行会社用）

# 魚津市宿泊割引事業 割引クーポン

## 【本割引クーポンの使用方法】

宿泊者側記入欄1～8をご記入してください。

このクーポンを利用できるホテル旅館は市のHPまたは予約時に宿泊先にお問い合わせください。

## 指定事業者側記入欄

- 1、宿泊先
- 2、宿泊日 月 日 ～ 月 日（泊）
- 3、宿泊者（代表者）氏名 ※ 押印不要
- 4、宿泊者（代表者）住所 県 市・町
- 5、宿泊者人数 名
- 6、宿泊費（全額） 円
- 7、宿泊費（1人1泊あたり） 円
- 8、割引金額 円

※個人情報、当事業にのみ利用し、適正に管理いたします。

※「5、宿泊者人数」は、割引を適用する者の人数を記入してください。

※「6、宿泊費（全額）」は、他制度の割引適用後、市の割引適用前の金額を記入してください。

※「8、割引金額」は、割引適用額の合計額を記入してください。

指定事業者サイン欄

年 月 日

有効期限：令和2年12月31日まで



附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 2 年10月 3 日から適用する。